

第 34 期第 3 回（令和 5 年度第 2 回）

横浜市児童福祉審議会 障害児部会

日時：令和 6 年 3 月 25 日（月）午後 6 時 30 分～

場所：横浜市役所 17 階 S01 会議室

次 第

- 1 開会あいさつ
- 2 議題
児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書（案）について
- 3 その他

横浜市児童福祉審議会 障害児部会委員名簿

現職名	氏名
横浜市西部地域療育センター センター長	岩佐 光章
社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 施設長	坂本 耕一
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子

令和〇年〇月〇日

(案)

横浜市こども青少年局

こども福祉保健部担当部長 松永 朋美様

横浜市児童福祉審議会 障害児部会
部会長 岩佐 光章

児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書について

平成28年に「発達障害者支援法」の改正、また令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、これらの法の基本理念には、年齢や生活の実態等に応じて、関係機関が相互の緊密な連携のもとに支援が切れ目なく行われるよう定められています。

横浜市児童福祉審議会障害児部会では、平成20年9月に「乳幼児期から青年期までの障害児の一貫した支援のあり方」について、「家族支援の充実」、「キーパーソンとなる人材の育成と配置」、「関係機関の連携の強化・ネットワークの充実」の3つの視点で、横浜市に対して提言を行いました。しかし、「切れ目のない一貫した支援」についての具体的な言及には至らず、その後現在に至るまで本人にとって最悪の場合本来受けるべき支援等を受けられなくなるとともに、家族や支援者等にとっても負担が大きい状況が続いています。医療機関における移行を例にすると、18～20歳を契機として、小児期を主に担当する医療機関から成人期を主に担当する医療機関への移行が円滑に行われないケースが多く、移行前の医療機関と移行後の医療機関で、治療内容や支援方針などで意思の共有が難しい場合もあります。そのため、児童期に利用していた施設や機関から成人を対象とした施設や機関への円滑な移行が難しく、成人期になっても児童を支援対象としている施設や機関が対応しているケースもあります。円滑な移行が難しい中、それまでの育ちの経過や本人の特性等を理解している関係者が関わっている環境から次のステージに移行することに対する本人や家族の不安は大きくなっていく悪循環が生じています。

そこで横浜市児童福祉審議会障害児部会において、「切れ目のない一貫した支援」の中でも特に本人・家族にとってそれまでの環境や制度との変化が顕著な児童から成人への「移行期（トランジション）」の課題に着目し、必要な支援策及びその実施に向けた取組等について、令和2年度から意見交換を行ってまいりました。今回、このことについて意見書にまとめます。

児童から成人への移行期（トランジション）支援に関する意見書

1 児童から成人への移行期（トランジション）支援とは

障害のある人の支援について、特に、学齢期から成人への移行期における医療機関や各種支援機関への円滑な移行が難しく、積年の課題となっています。成人期になっても、児童を支援対象としている福祉施設や医療機関等が対応しているケースもあり、本人及びその家族だけでなく、支援者にも負担がある状況が続いています。

令和4年に施行された民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に変わりましたが、身体障害者福祉法や障害者総合支援法では、以前より18歳未満を障害児、18歳以上を障害者と規定しており、障害のある人にとって「18歳」を契機として様々な移行がなされるため、その前後が移行期となります。障害児・障害者ともに利用できるサービスも多く存在しますが、児童のみ、又は成人のみが利用可能なサービス等もあり、また、申請者が保護者から本人に、利用者負担の認定が保護者の収入（税額）から本人の収入（税額）によるものへと変わる時期でもあります。

このように、児童期と成人期とでは利用する制度が異なるため、児童から成人に移行する際に制度利用に係る問題が生じることがないように、そして必要なサービス利用に滞りが生じないように、地域における様々な機関が支援を行う必要があります。しかし、当事者にとっては、この移行期に必要な支援を受けることができない場合に、多くの「はざま（切れ目）」を感じることであり、利用できる制度やサービス、活用できる社会資源等について差異が生じ、本人による適正な選択が困難な状況となる場合もあります（家族や支援者にとっても困難な状況となることもあります）。このような児童から成人への移行期に生じる「はざま」に伴う課題により、本人の生活に支障が生じることがないように、移行期における必要な支援を充実させる必要があります。

2 移行期支援の課題～5つのはざまからの考察～

移行期において、「はざま」のない支援を目指していくことが求められますが、本人を取り巻く制度や人・機関等は変わっていかざるを得ず、「はざま」は必然的に生じうるものと考えられます。そのため、「はざまをつなぐ機能を強化していく」という視点の導入が必要となってくると考えます。

ここでは、移行期に生じることが想定される「はざま」を5つの分野に整理し、現在生じている課題や強化していくべき視点を明確化することとします。なお、具体的な「はざま」の考察にあたっては、当事者団体や医療機関等からのヒアリングを行っており、その他、横浜市をはじめとする行政機関に寄せられた声等を参考にしています。

(1) 医療のはざま

障害をもつ本人の医療に対するニーズは多様です。比較的生活が安定していて頻繁に診察等が必要でない場合には医療とのつながりが希薄になることがありますが、心身の健康や生活上

の大きな破綻を未然に防ぐ予防的介入の観点から、本人のことをよく知っている「かかりつけ医」の存在は重要です。また、年金の手続きや手帳の更新のために最低でも数年に1回は診察が必要ですし、18歳以降で障害福祉サービスを利用する場合、障害支援区分認定を受ける必要があります。その際に医師の意見書が必要となります。移行期を境にこうした診断を行う「かかりつけ医」が替わることとなり、本人（保護者）にとってはその後も継続的、あるいは長期的に診察を続けてもらうことができる「かかりつけ医」を新たに探す必要がありますが、小児期を主に担当する医療機関と成人期を主に担当する機関の間で治療内容や支援方針にかんする意思の共有が難しく、医療の円滑な移行が行われないケースが多くあります。

一方で、濃密な医療による支援が継続して必要なケースもあります。例えば、強度行動障害がある児童や小児慢性特定疾患により継続的に治療を行ってきた児童の場合、児童期は専門医療機関（市内では神奈川県立こども医療センターや小児療育相談センターなど）が診療を行っていますが、成人期になるとこうした専門医療を行える医療機関が乏しい上に療育的観点を持って支援を継続することが難しいことが多く、移行期に到達してもその後のつなぎ先に困ることが多くなります。そのため、児童期から成人期への移行にあたり、主治医の個人的な繋がりなど、個の力に頼って対応している現状があります。

これらの課題を解決するためには、医療機関同士の地域におけるネットワークづくりが重要となるとともに、日頃から専門医療機関と地域の医療機関との連携を構築し相互に理解を深め、必要な情報や知識を共有できる場づくりが求められます。

（2）福祉のはざま（制度、サービス等）

福祉サービスの根拠となる法律が年齢によって区切られていることに伴い、必然的に生じるはざまが問題となることがあります。例えば、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数は年々急増していますが、移行期になるとこれらが利用できなくなる、いわゆる“18歳の壁”が存在することとなり、その後の年齢においても夕方以降の支援サービスが受けられるよう求める声が多く上がる事態を招いています。これまでも、学校卒業後に本人が希望する障害福祉サービス等の利用が困難であるケースが生じることが課題となってきましたが、子ども本人よりも保護者のニーズを満たすことの方に比重が傾いてしまうこともあり、本人の自己決定の尊重・自立支援の観点からも、18歳以降の生活を念頭においた上で移行期のサービス利用のあるべき姿を再考すべき局面がやってきたのかもしれない。

また、障害児入所施設に入所する児童について、特に福祉型障害児入所施設に在籍する児童は、成人期以降は障害者支援施設やグループホーム、単身生活を送ることになります。児童福祉法が改正され、こうした児童期から成人期の生活への移行調整を早期に進めていくことなどが定められたものの、実際の移行調整を進めるうえでは、入所児童たちの受け皿となる障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の社会資源の理解が不可欠です。

行政や相談支援機関、福祉サービス事業所等は、成人期における自立支援の観点を踏まえつつ、移行期における障害福祉サービスへのニーズに応じていく必要があります。

併せて、放課後等デイサービス事業所や障害児入所施設等が作成する個別支援計画は、生涯発達の観点からいえば、児童期に策定すべき計画に加えて将来にわたる生活をも視野に入れた

計画を策定する必要があり、長期的な視点にたち計画を作成できる人材を育成していくことが求められます。

(3) 教育・労働等領域ごとのほざま

医療的ケア児への看護師配置や通級制度の実施など、障害のある子にとって、就学時に受けられる必要な支援が充実しつつあります。また、横浜市においても、重度訪問介護利用者大学修学支援事業が実施され、義務教育課程だけでなく、障害の有無に関わらず、教育を受ける機会が幅広く保証されつつあることは、とても重要であると感じています。障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月より民間法人が運営する大学等においても合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。しかし、大学等への進学を希望する障害のある人たちのニーズを十分に叶えることができているとはいえない状況があると思われまます。また、障害者雇用制度等の充実により、障害のある人が働く環境も整備されてきていると思われまますが、本人にとって働きやすい環境で働き続けるための環境及び必要な配慮については、十分に提供されているとは言えません。

大学等への進学や就労の時期は、移行期と重なることとなるため、移行期の生活の充実を目指すうえでは、医療・福祉に加えてこうした教育や就労に関わるほざまにも触れる必要があると考えまます。教育と雇用の場の連携は重要であり、例えば大学を卒業後・あるいは在学中に就労移行支援を利用するケースも増えつつあり、これまで以上に多様な経過をたどり児童期から成人期へ至るようになり、児童期の段階から子どもたちの進路や将来の可能性を阻むことがないよう留意していく必要があります。

(4) 当事者・民間事業者・行政等立場の違いによるほざま

計画相談支援及び障害児相談支援が導入され、横浜市においてもこうした相談支援サービスの利用が充実しつつあります。また、基幹相談支援センターなど地域の相談支援機関が役割を果たしながら、福祉サービス事業所等と連携しながら移行期支援を行っています。

一方、相談支援機関が充実することにより、当事者にとっては、区福祉保健センターなどの行政機関との違いや役割分担が見えづらくなっている側面があります。それぞれの役割がより整理されれば、移行期に生じる困りごとに対していつどこに何を相談することができるのかが明確になり、民間事業者と行政がお互いの強みを活かしながら、移行期支援の充実が図られることが期待されまます。

(5) その他のほざま（家族間における関係性等）

児童期には総じて、保護者が本人の意向を確認しながら本人の成長につながるために必要な支援を保護者が選択し、各機関の支援者の協力を得ながら支援を受けるために必要な調整を図ることとなります。一方、成人期になると、本人による自己選択・自己決定を中心に据えて、それが合理的配慮のもとで実現できるようにサポートしていくことが各機関の支援者に求められるようになります。即ち、移行期は親子の関係性が変化する中、保護者を介した意思決定から本人を中心に据えた意思決定へと置き換わっていく重要な転換点に位置しまます。そのためには、

本人・保護者・各機関の支援者の三者が互いに信頼関係を構築しながら、移行期支援を提供できるよう配慮していく必要があります。

ところが、移行期には、このようなプロセスが円滑に進まず、しばしば対応が保護者頼みとなってしまうことがあります。そのため、適切な親離れ・子離れが進まずに本人の成長が阻害される事態に陥ることもあります。また、本人にとって保護者は最も身近な理解者ですが、時に本人と保護者の意思疎通が図られていなかったり、利害が不一致となったりすることさえあります。結果的に本人の意向を抜きにして物事が進められてしまうこともあり、本人・保護者のそれぞれが移行期に本人の障害特性を踏まえた必要な情報を適切に得られるように配慮していくことも重要です。

子どもの権利条約においては、子どもは自分にとって「影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保」され、その意見は、「年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と規定されています。

また、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等については、その責務として、障害者総合支援法において「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない」と規定されています。

これらの規定に基づき、移行期の支援においては、関わる全ての機関等がその責務を果たすべく、本人と保護者双方の意向を尊重しつつ調整していくことが求められます。まさしくその責務を果たすことが求められています。

3 移行期支援の充実に向けた課題解決の視点

移行期支援における「はざま（切れ目）」について述べてきましたが、そこに共通する課題としては、人材の確保・育成、支援の継続性を担保する仕組みづくり、主に児童期を担当する人・機関と主に成人期を担当する人・機関間に存在する認識の乖離や情報の不足などがあげられます。そこで、こうした課題を踏まえ、「はざま（切れ目）」のない移行期を目指すために、以下の視点で課題解決を図ることが求められます。

（1）移行期支援への理解を深める

まずは、移行期に起こりうる課題について、障害をもつ本人・保護者・各機関の支援者が共通理解を持つことが重要です。そのうえで、移行期支援における課題の解決に向けて、医療・保健・福祉・教育・労働等の機関が移行期支援の課題を共有し、必要な情報を常に収集しながら知識や経験を積み重ねることで、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 移行期支援に関わる機関同士の連携を深める

移行期支援の充実に向けて、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関同士が、また、児童期の支援を行う関係機関と成人期の支援を行う関係機関とが十分な連携を図る必要があります。こうしたタテ・ヨコ・ナナメの関係性構築を通じて、移行期支援に携わる機関がチームとして連携を深めていく必要があります。

4 移行期支援の課題解決に向けた必要な取組

3において、移行期支援の充実に向けた課題解決の視点を示しましたが、これらの視点を踏まえながら、横浜市として移行期支援の課題解決に取り組んでいただくことを求めます。

そして、横浜市は、移行期支援の重要性と必要性をしっかりと認識し、障害児支援の充実に深く関係する「横浜市障害者プラン」等の行政計画に、今後、移行期支援の重要性を盛り込んでいただくことを要望します。

なお、私たちが考える具体的な取組のイメージを例示しますので、今後、横浜市における取組の参考としていただければ幸いです。

(1) 移行期支援に係る課題の議論を行う場づくり

移行期支援の課題について、継続的に、当事者・関係機関・行政で議論し、課題解決に向けた取組内容等を検討・協議する場が必要です。構成員については、特に課題となっている医療を切り口としつつ、児童から成人への移行期の課題に関わる保健・福祉・教育・労働等の関係機関から広く参加を募る必要があると考えます。

また、議論を行う際には、特に障害をもつ本人の視点をもつことが重要ですので、議論の場に本人が参画したり、本人の意見が反映されたりするような体制を作ることを強く求めます。

横浜市・他都市の事例を掲載予定

(調整中)

※横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会

※働きたい！わたしのシンポジウム

※横浜市が実施する障害児入所施設入所児童の地域移行推進に係る取組

(2) (移行期支援に係る) 制度・施策への理解を深めるためのツールづくり

児童期及び成人期それぞれで利用できる制度・サービス・社会資源等が異なることに加え、内容も多岐にわたるため、その理解を深めるためのツール（例：移行期支援に特化したもので、当事者及び関係機関向けリーフレット等）が必要です。

なお、作成にあたっては、移行期支援の関係機関の意見を広く取り入れることが望ましいと考えます。

横浜市・他都市の事例を掲載予定

(調整中)

※東京都移行期医療支援センター 患者様向けリーフレット

※横浜市版認知症（ケアパスガイド）【若年性認知症版】

(3) (移行期支援に関わる関係機関を対象とする) 人材育成の場づくり

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で移行期支援に関わる者に対して、必要な知識や共通理解を得るための研修・勉強会等の実施が必要です。特に、同一分野においても児童期と成人期で支援機関が異なる場合には、その双方の支援機関が参加するなど、異なる立場の者同士が同じ研修の場で学びあうことを通じて、必要な知識を得るとともに、場への参加を通じて、連携を深められるようにしていくことが望ましいと考えます。

横浜市・他都市の事例を掲載予定

(調整中)

※横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修

【横浜市児童福祉審議会障害児部会 委員名簿】

現職名	氏名（敬称略）
横浜市西部地域療育センター センター長	岩佐 光章
社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 施設長 (令和4年11月1日～)	坂本 耕一
社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長 (～令和4年10月31日)	多田 純夫
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子

【ヒアリングにご協力いただいた皆様】

(1) 横浜障害児を守る連絡協議会

【日時】 令和4年2月4日（金） 13:00～14:20

【場所】 横浜ラポール 3階会議室1

(2) 横浜発達クリニック（宇野副院長）

【日時】 令和4年3月8日（火） 19:00～20:30

【場所】 横浜市総合リハビリテーションセンター 4階会議室

○横浜市児童福祉審議会条例

平成12年2月25日
条例第5号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。
(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。
(平17条例117・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等 (以下、「教育・保育施設等」という。) における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係)

	<ul style="list-style-type: none"> 4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。